

## 福岡県国際交流センターインターンシップ実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人福岡県国際交流センター（以下「センター」という。）が実施するインターンシップについて必要な事項を定め、インターンシップ実習生（以下「実習生」という。）の就業意識の向上や国際交流、国際理解及び多文化共生に対する理解を深める機会を提供することを目的とする。

### (対象者)

第2条 センターが受け入れる実習生は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内にある大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校（以下「学校等」という。）に在籍する学生
- (2) その他、センター理事長が適当と認める者

### (実施期間等)

第3条 インターンシップの実施期間及び実習生の受け入れ人数は、別表1のとおりとする。

- 2 実習期間は、実習生1人につき1週間程度とする。
- 3 センター理事長が特に必要と認める場合は、前各項の規定によらず、センター理事長が適当と認める実施期間及び受け入れ人数によることができる。

### (実習時間)

第4条 実習時間は、原則として、センター内の実習実施部署の職員の勤務時間に準じるものとする。ただし、必要と認められる場合には、実習時間を変更することができるものとする。

### (服務)

第5条 実習生は、在籍する学校等の身分を保有する。

- 2 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- 3 実習生は、実習時間中、センター職員が遵守すべき法令等を遵守し、実習生の指導監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。
- 4 実習生は、公開されているものを除き、実習により知り得た情報を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- 5 実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表する場合には、事前にセンター理事長の承認を得なければならない。

- 6 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合は、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。
- 7 実習生は、センターの信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行ってはならない。
- 8 実習生は、来所者に不快な印象を与えることのない服装で実習を受けなければならない。

#### (経費等)

第6条 センターは、業務で出張を命ずる場合の交通費を除き、実習生に対して、報酬・賃金、手当、居住地から実習地までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経費も負担しない。

#### (受入の申し込み)

- 第7条 学校等の長は、インターンシップの受け入れを希望する場合は、その希望する実施期間ごとに別表2に掲げる期日までにインターンシップ受入申込書（様式第1号）をセンター理事長に提出しなければならない。
- 2 センター理事長は、前項の申し込みを受けた場合は、実施期間ごとに、各校の受入人数を決定し、申込期限の属する月の末日までに結果を各学校等へインターンシップ受入計画（様式第2号）にて通知する。
  - 3 実施期間が第3条第3項の規定により決められた場合の申し込み期日は、第1項の規定にかかわらず別途センターから学校等の長に通知するものとする。

#### (受入の申請)

- 第8条 前条の通知を受けた学校等の長は、インターンシップ受入申請書（様式第3号）に次の各号の書類を添えて、実習を希望する期間の開始の1か月前までにセンター理事長へ提出しなければならない。
- (1) インターンシップ希望者調書（様式第4号）
  - (2) インターンシップの実施に関する協定書（様式第5号及び様式第5号別紙）
  - (3) 誓約書（様式第6号）
- 2 センター理事長は、前項の申請書について内容を審査のうえ、20日以内にインターンシップ受入決定通知書（様式第7号）を通知する。
  - 3 第1項の学校等の長は、第1項第3号の誓約書の遵守について、実習生に指導を徹底しなければならない。

#### (センターの役割)

第9条 センターは実習プログラムを作成し、実習が円滑かつ適切に行われるよう努めなければならない。

(実習の中止)

第10条 センターは、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が第5条の規定による服務義務に反するなど、信義に反する行為があるとき。
- (2) 実習を継続することにより、業務に支障が生じ、又はその恐れがあると認められるとき。
- (3) その他実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

(事故責任等)

第11条 実習生が在籍する学校等の長及び実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険等に参加し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生が在籍する学校等の長は、実習生が故意又は過失をもって第5条の規定に反する行為により、センター又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、その都度、センターと実習生が在籍する学校等の長が協議の上、定めるものとする。

別表1

実施期間	受け入れ人数
夏季 (8月1日～9月30日)	5名以内
春季 (2月1日～3月31日)	5名以内

別表2

受入希望期間	申込期限
夏季	5月15日
春季	11月15日

(附則) この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附則) この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

(附則) この要綱は、令和4年5月31日から施行する。